

平成22年（行ウ）第2号  
原告 奥村悦夫 外6名  
被告 今治市 外5名

## 準備書面（62）

2012年3月23日

松山地方裁判所 御中

- 一 被告は、本件採択において「採択資料」を用いなかったことを認めた  
— 「被告準備書面（4）第4の1」の意味するもの —

### ① 原告による被告への「求釈明」の内容

原告らは「準備書面（43）」において、被告らに、以下のような主張と「求釈明」を行なった。

以下に、再度、被告の、当該「準備書面」（1）と（2）を転載する。

「教育委員会の会議において、調査報告書及び採択協議会の結論、さらに愛媛県教育委員会の選定資料を参考資料として用い〔以下略〕」

（「準備書面（1）5ページ）

「会議において必要な資料は、事前に各教育委員に配布している。当日も、その資料は持ち寄り、必要な場合には、その都度、利用、参考にできるような状態であった。」

（「準備書面（2）3ページ）

何度見ても明らかなように、選定資料等を「参考資料として用いた」ということと、「必要な場合には、その都度、利用、参考できるような状態であった。」ということとの間に、「事実」としての大きな違いがあることは、あまりにも歴然としている。

これもあまりにも当然の確認だが、「利用、参考にできる状態であった」という表現は、そのような「状態であった」、つまり、「用いる」態勢はとっていたけれども「用いることはしなかった」という＜事実＞を表わす言

葉である。

繰り返すが、「準備書面（30）」における「求釈明」でも述べたように、これでは、どちらが被告の主張する「事実」なのか、原告らも、そして、何より裁判官ら自身が、確認・確定できない。

そこで、被告らに、以下の「求釈明」ほかを求める。

### <被告らへの求釈明および要求事項>

一 本件採択会議での「採択関係資料」の扱いにおいて、被告が主張する事実は、「準備書面（1）」で述べていることか？ それとも、「準備書面（2）」で述べていることか？

二 もし、「準備書面（1）」で述べているところの、各種資料等を「用いた」ということの方が「被告の主張する事実」であるなら、

あるいは、日本語として全く成り立たないことではあるが、被告が「準備書面（3）」で答えた、「準備書面（1）（2）ともに同じことを述べている」という表現の意味するところを、「準備書面（1）」の「用いた」という意味において使おうとしているならば、

被告らは、原告らが、「準備書面（17）」において、全く「用いていない」ことを立証し、以下のような結論を述べたことに対し、「意味不明のあいまいな主張」ではなく、事実および事実関係を示すことによって、正面から、反証せよ。

（「準備書面（43）」 2 ページ 7 行目～ 3 ページ 上から 10 行目）

## ② 原告「求釈明」に対する「被告の回答」の意味するもの

上記「求釈明」に対して、被告らは以下の回答を行なった。

「このように参考資料を用いるとは、参考にできるような状態であったということである。」（被告「準備書面（4）」 4 ページ最後の行～ 5 ページ 1 行目）

この間、原告らは何度も、「(資料) を用いた」という言葉・主張と、「利用、参考にできる状態であった」という言葉・主張の意味するところは全く違うので、どちらが被告らの主張なのかと問うて来たが、被告らは、どちらも「同じことを述べている」というばかりであった。

今回もそのように述べているが、今回は、「参考資料を用いる」とは「参考できるような状態であったということ」を意味する、だから、両者は「同じ事実を表している」（被告「準備書面（4）」4ページ下から12～13行目）とはっきりと断定したのである。

しかも、これは、上記「準備書面（43）」からの抜粋にあるように、原告らが以下のように述べたうえで行なった「求釈明」に対する「回答」なのである。

「利用、参考にできる状態であった」という表現は、そのような「状態であった」、つまり、「用いる」態勢はとっていたけれども「用いることはしなかった」という<事実>を表わす言葉である。

つまり、被告らが「準備書面（1）」において、「教育委員会の会議において、調査報告書及び採択協議会の結論、さらに愛媛県教育委員会の選定資料を参考資料として用い」（5ページ下から3行目～1行目）と主張しているときの「用い」とは「参考できるような状態であったということ」を意味する言葉として被告らが使用していることを、ここに断定的・確定的・一義的に、はっきりとさせたのである。そして、その「参考にできるような状態であった」という言葉の意味するものは、「（資料を）用いることはしなかった」という意味をも同時に含んでいることを示したのが、この「回答」なのである。

### ③ 「本件採択は適法であるとの被告の主張」の根拠は完全に崩壊した

上記「回答」にしたがえば、被告らが「準備書面（1）」（5ページ下から3行目～6ページ上から7行目）において、本件採択の適法性及びその根拠を結論的に主張した内容は、以下のとおりとなる。

「教育委員会の会議において、調査報告書及び採択協議会の結論、さらに愛媛県教育委員会の選定資料を参考にできるような状態にしておき（用いず）、教育基本法の基本理念に則った視点からの各教育委員らの意見を述べたうえで、地教行法第13条第3項の規定により多数決により採択を決したものであり、なんら教育委員らの私的な個々人の好みや独善性に基つき恣意的に決定したものでも、法令や文科省初等中等教育局長通知（原告らの準備書面（8））に反するものでもない。

以上のとおり、教育委員会が行った採択は、法律の定めるところにより、その裁量の範囲内で行ったものである。」

ところで、上記「文科省初等中等教育局長通知」は以下のとおりである。

「教科書の採択は〔略〕教育委員会その他の採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究に基づき、適切に行われる必要があります。

〔略〕

教科書採択は、採択権者の権限と責任のもと、教科書の内容についての十分な調査研究によって、適切な手続により行われるべきものであることを踏まえ、適正かつ公正な採択の確保を徹底するようお願いします。〔略〕 〕

ここにはっきりと明記されているように、「教科書の採択は」「綿密な調査研究に基づき（十分な調査研究によって）」「適切な手続により行なわれるべきものである」。

そして、その「綿密な調査研究」がなされたものが、上の「調査報告書」や「採択協議会の結論」等である。

したがって、「綿密な調査研究に基づいて」採択をするためには、上記「報告書」等の「資料」に「基づいた」採択がなされなければならない、そうでなければ、「適切な手続による採択」とは言えないのである。

被告が主張するように、それら「資料」を、「用いる」という言葉本来の意味のとおり本当に「用いる」のではなく、ただ「参考にできるような状態」にしておいただけで採択を行なったのでは、「綿密かつ十分な調査研究に基づいた」採択とはならないことは、あまりにも明らかである。

また、被告らが、「教育基本法の基本理念に則った視点からの各教育委員らの意見を述べたうえで」（上記・被告「準備書面（1）」）採択を行なったのではなかったこと、上記「資料」等を当該「採択会議」において、実際に、事実として、全く「用いなかった」ことは、すでに、原告「準備書面（17）」で立証したとおりである。

ところで、被告らが上記「文科省通知」などに反していないとする根拠は「教育委員会の会議において、調査報告書及び採択協議会の結論、さらに愛媛県教育委員会の選定資料を参考資料として用い、教育基本法の基本理念に則った視点からの各教育委員らの意見を述べた」（被告「準備書面(1)」5 ページ下から3行目～6 ページ上から1行目）ことであつたが、この「根拠」としていた主張が、実は事実ではなかったことを、被告自身が、今回の「求釈明への回答」において認めたのである。

さらに、「採択協議会の結論」が述べられた「資料」を「用いなかった」ということは、本件採択が、「教科書採択協議会での審議を勘案し採択するものとする。」と規定した「今治市教科書採択基本方針」にも完全に違反するものであつたことを、被告自らが認めたことを意味するものである。

以上から明らかなように、被告らの「なんら教育委員らの私的な個々人の好みや独善性に基づき恣意的に決定したものでも、法令や文科省初等中等教育局長通知（原告らの準備書面（8）」に反するものでもない。以上のとおり、教育委員会が行った採択は、法律の定めるところにより、その裁量の範囲内で行ったものである。」（被告「準備書面（1）」同上）という本件採択適法性の主張の根拠、拠って立つところは、原告らの立証によってのみではなく、他にもない被告自身の主張・当「求釈明への回答」（被告「準備書面（4）」第4の1）自体によって、完全に崩壊したのである。

二 「本件公金支出」の「直接の原因」は「本件採択」である  
—「被告準備書面（４）第４の２」への反論—

① 原告による被告への「求釈明」の内容

原告らは「準備書面（４５）」において、以下の内容の主張と「求釈明」を行った。

つまり、購入が必要か不必要かは、この本件採択においてこそ、また、本件採択においてのみ決まったのであって、本件採択後の「事務に必要なかどうかの判断」において決まったものなどでは決してない。

以上、本件・教師用教科書等の購入の「直接的原因」が、本件採択行為にあったことは、あまりにも明白である。

<求釈明>

一、 被告は、原告による上記、主張・立証をもってしても、なお、上記「購入理由」（証拠 甲 47 号証）の文面・「採択され、それに伴い、必要となった教師用教科書」における「必要」という言葉が「事務に必要なかどうかの判断」の「必要」を意味すると言い張る—主張するのであれば、本件採択後から本件購入までの間に当該関係者によってなされたとする「事務に必要なかどうかの判断」行為が存在した事実を示せ。その「判断行為」が確かにあったことを立証せよ。

② 「被告の回答」への反論

上記「求釈明」に対し、被告は、以下の回答を行なった。

「事務に必要なかどうかの判断行為が存在した事実」を示せと原告らは釈明を求めますが、教科書採択が図書購入の直接の原因でないことを証明するのは、「必要となった」という物品購入の理由に基づき購入したというものであることが甲 47 号証上明らかとなっていることで十分である。「必要となった」とは、内心の意思であり、その意思が直接の購入原因である。

（被告「準備書面（４）」 5 ページ上から 7 行目～12 行目）

上記「甲 47 号証」に記されている「購入の理由」は、以下のとおりである。

「平成21年8月27日の教育委員会において、平成22年度中学校用教科書が採択され、それに伴い、必要となった教師用教科書を購入いたしたい。」

被告は、「教科書採択が図書購入の直接の原因でないことを証明するのは、『必要となった』という物品購入の理由に基づき購入したというものであることが甲47号証上明らかとなっていることで十分である。」と言う。

しかし、誰が見ても明らかのように、「甲47号証」に記されている「『必要となった』という物品購入の理由」は「教科書が採択され」たことである。ここには、「教科書が採択され、それに伴い、必要となった教師用教科書を購入いたしたい。」と明記されているのである。

いったい、この文章のどこが「教科書採択が図書購入の直接の原因でないことを証明」しているというのだろうか。

この「甲47号証」を、その記された文字のままに読んでいけば、そこに、「教科書が採択されたことに伴い必要となった教師用教科書」と書かれていることは、被告らといえども、まさか、否定できないのではないだろうか。まさに、そこに書かれている文字そのままのだから。

にもかかわらず、被告らが、この文章をして、「教科書採択が図書購入の直接の原因でないことを証明する」ものであると主張することは全く理性的・論理的理解の域を超えているとしか言いようがない。恥ずかしくはないのだろうか。

また、被告らは、「『必要となった』とは、内心の意思であり、その意思が直接の購入原因である。」と、これまた、理性的・論理的には、全く意味不明のとんでもない主張を行なっている。

ここでいう「内心の意思」とは、一体誰の、どのような「意思」を指しているのだろうか？

繰り返すことが、なんとも情けなくなってくるが、「甲47号証」において、「必要となった」にかかっているのは「教科書が採択され、それに伴い」という言葉である。これを意味を変えることなく一続きの文章にすると、それは「教科書が採択されたことに伴い必要となった教師用教科書（図書）」となるが、まさか、被告らも、このことまでは否定しようがないだろう。

つまり、「必要となった・させた」のは「採択」（という行為）である。そして、その「行為」を行なったのは、上記「甲47号証」に、「教育委員会において、平成22年度中学校用教科書が採択され」と明記されているように「教育委員会」である。

何度も言うが、これは、「甲47号証」に記されている文字をそのまま読んでいったものである。

以上であるにもかかわらず、「『必要となった』とは、内心の意思であり、その意思が直接の購入原因である。」とは、ほんとうに、いったい、何を言おうとしているのだろうか？

「直接の購入原因」となる「内心の意思」とは、いったい何のことか？

この「甲47号証」の短い記述のどこに、「内心の意思」が示されているというのだろうか

か？ どうすれば、「内心の意思」なるものが読みとれるのだろうか？

あるいは、採択を行なった教育委員会・各教育委員の「内心の意思」のことを言っているのだろうか？ もしそうであるならば、採択を行なった教育委員会の「内心の意思」が「直接の購入原因である」ということになるが、被告らは、はたして、それが、原告ならぬ被告自身の主張ということで、かまわないのだろうか？

もう、これ以上は、言う必要がないだろう。それにしても、これほどまでに論理性皆無かつ矛盾だらけの意味不明の主張を、それでもせざるを得なかったのは、以下の理由以外には考えられない。

この「甲47号証」は、ただ、文字そのままに読めば、「教科書採択が図書（教師用教科書）購入の直接の原因」であることを示しているもの以外の何ものでもない。しかし、被告がそれを認めると「公金支出の先行行為・直接の原因」が本件「教科書採択」であるという原告らの主張を肯定してしまうことになる。したがって、全く論理不在の意味不明の文章になってしまっても、「甲47号証」を、その示しているままの意味以外のものとして主張せざるを得ない。

被告らの主張は、このように理解するほかないほどに、記している文章そのものが、全く意味を成していないのである。

### ③ 「昭和60年最高裁判例」の意味するもの

被告らは、「公金支出の原因行為」である分限免職処分の適法性についての審理を行なった事件の「昭和60年最高裁判例」を引用しながら、以下のように言う。

「分限免職処分以外に退職金の支払いという公金支出に至るまでには、何らの行為も、また、裁量権も介在する余地がなく、公金支出の適法、違法を問うためには、分限免職処分の適法、違法を判断しなければならないこととなる。」

（被告「準備書面（4）」5ページ下から5行目～2行目）

そのうえで、本件に関しては、上記の例に当たらないとする。

しかし、本件は、まさに＜事実＞として、上記の例・文章に完全に合致するのである。上記の文章に本件の内容を重ねていくと、以下のようなになる。

「教科書採択以外に教師用教科書の購入という公金支出に至るまでは、何らの行為も、また、裁量権も介在する余地がなく、公金支出の適法、違法を問うためには、教科書採択の適法、違法を判断しなければならないこととなる。」

「甲47号証」からも明らかなように、「教師用教科書の購入」は、「教科書が採択されたことに伴って」行なわれたものであり、その「教科書採択」から「教師用教科書の購入」という公金支出に至るまでは、何らの行為も、また、裁量権も介在する余地がな

実際、教育委員会にしる、今治市行政当局にしる、「教科書採択」から「購入・公金支出」までの間に、「何らの行為」も行なっていないし、「裁量権」も介在させてはいない。

それは、「平成21年8月27日の教育委員会において、平成22年度中学校用教科書が採択され、それに伴い、必要となった教師用教科書を購入いたしたい。」とただ端的に書いているのみの教育委員会からの「購入・事前伺い」（甲47号証）に対して、そのまま、各行政当局が決済していることから明らかである。

また、原告らが被告に対して行なった「本件採択後から本件購入までの間に当該関係者によってなされたとする『事務に必要なかどうかの判断』行為が存在した事実を示せ。」という「求釈明」に対して、被告はその「事実」は示すことなく、上記「甲47号証」で「明らかとなっていることで十分である。」（被告「準備書面（4）同上」といったことから、このことは明らかである。何度も示したとおり、「甲47号証」には、「採択されたことに伴い必要となって購入」と書かれているだけだからである。

さらに、「教科書採択」と「教師用教科書購入」との間に、「何らの行為」も「裁量権の介在」も存在しないことは、「本件採択と教師用教科書購入」との関係のみではなく、それが例年そうであり、そうでしかあり得ないことは、本件採択の翌年に行なわれた「小学校教科書採択と教師用教科書購入」の関係を示した「甲48号証」からも明らかなおりである。

以上、本件において「公金支出の適法、違法を問うためには」、本件教科書採択の「適法、違法を判断しなければならないこととなる」ことは、あまりにも明らかである。

以上